

令和 6 年度の測量業務の総合評価落札方式等による実施状況の概要及び令和 7 年度測量業務の入札・契約手続の実施方針の取組

- 令和 6 年度総合評価落札方式等による実施状況の概要
- 令和 7 年度総合評価落札方式及びプロポーザル方式による測量業務の入札・契約制度改善等の取組

➤ 測量業務の契約状況

- ✓ 総合評価落札方式が件数で約72%、金額で約94%を占めている。
- ✓ 業務種別ごとの契約件数は「写真測量」及び「基準点測量」が全体の約86%を占めている。
- ✓ 契約時期の前倒し及び履行期限平準化（第4四半期納期率）の取組は順調に進んでいる。

➤ 総合評価落札方式の実施状況

- ✓ のべ入札数、1件当たりの平均入札者数ともに減少した。
- ✓ 令和5年度に引き続き低入札による落札は発生しなかった。

➤ 賃上げ表明加点の状況

- ✓ 参加表明者の内、賃上げ表明者が約86%を占め、賃上げ表明率が前年度より増加した。
- ✓ 令和5年度と令和6年度で2年続けて賃上げ表明した参加者が過半数を占めている。

- **総合評価落札方式における技術者育成の試行**
作業班長型 3 件を試行し、3 件全てで若手技術者が配置された。引き続き、中長期的な技術者の育成の重要性を鑑み、試行を続ける。
- **総合評価落札方式における業務チャレンジ型の試行**
2 件で試行したが、受注実績がない新規参入企業の落札はなかった。令和 7 年度は対象業務に業務種別「地理調査」を追加する。
- **災害対応等の活動に対する評価**
令和 6 年度は加点対象となる感謝状の評価対象期間外のため加点は無かったが引き続き、加点評価制度として継続する。
- **総合評価落札方式における一括審査方式の試行**
写真測量33件、地図調製11件の計44件で一括審査方式を試行した。発注事務の負担が軽減されているため、引き続き試行を続ける。
- **出産・育児休業等を取得した技術者の評価期間の延長**
平成29年度から継続して適用中（令和 6 年度は簡易公募型価格競争及びプロポーザル方式を含めた全114件の測量業務に適用）。

- a. 総合評価落札方式における賃上げ実施企業に対する加点措置（継続）
- b. 企業の新規参入、担い手の育成及び工程管理の向上を促進する取組（継続）
 - ✓ 総合評価落札方式における業務チャレンジ型の試行（変更）
- c. 総合評価落札方式及びプロポーザル方式における入札者減少への取組
- d. 効率的な事務手続及びワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組等
 - ✓ 総合評価落札方式における一括審査方式の試行（継続）
 - ✓ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価（新規）
 - ✓ ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスの取組（継続）
 - ✓ 出産・育児等による休業を取得した技術者の評価期間の延長（継続）

a. 総合評価落札方式における賃上げ実施企業に対する加点措置（継続）

実施概要

➤ 賃上げ加点措置

- 総合評価落札方式の入札段階において、賃上げ実施を表明した参加企業に対し技術点として60点満点中3点（5%）の加点を継続して実施する。
- 財務省から、**令和7年中は基準賃上げ率の改定を行わない旨の通知あり。**
(大企業：3%、中小企業：1.5%)

➤ 配点の根拠

- 賃上げ実施を表明した企業への加点について、財務大臣通知により 5%から10%の加点を行うこととしている。
- これを受け、国土交通省では、入札段階において「5%の加点」を行うこととなり、国土地理院においてもこれを適用。
- これに伴い、総合評価落札方式における技術提案書の評価項目（P.8 参照）「実施方針-業務理解度」のうち「当該業務の目的」の評価点を4点（1点減）「工程計画の妥当性」を3点（2点減）に変更。
→ **令和4年度から適用済み。令和7年も継続する。**

➤ 実施対象

- 令和4年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式により発注する測量業務（令和7年も継続）

➤ 賃上げ実績の確認

- 賃上げ表明した当該落札者は、事業年度等終了後に法人事業概況説明書、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表、税理士・公認会計士等の第三者による確認書等、賃上げを行った事実を確認できる書類を発注担当部署へ提出する。国土地理院へ提出された確認書類は契約課及び技術管理課において賃上げ基準を満たしていることを確認する。

➤ 賃上げ加点を受けた落札者が、基準に達していない場合

- 賃上げ基準に達していない場合、各発注機関は四半期ごとに本省経由で財務省に報告する。財務省はこれを取りまとめ、各省庁へ通知する。
- この通知から1年間、賃上げ基準に達していない者が総合評価落札方式による入札に参加する場合、当該入札参加者に対して、加点割合よりも大きな割合の減点を行う。（全省庁対象）
- 国土地理院の総合評価落札方式による入札では、60点満点中3点（5%）加点のため、5%を超える減点（4点の減点）を行う。

総合評価落札方式 評価ウェイト1:1

評価対象		評価項目		評価の着眼点		令和3年度まで		現行(通常型)								
						指名段階	入札段階	指名段階	入札段階							
企業	参加表名者の 経験及び能力	資格・実績等	業務実績	12				12								
			地域精通度													
			地域貢献度													
		成績・表彰	業務成績	25						25	10					
			優良表彰	10												
配置予定 技術者	配置予定 技術者の 経験及び 能力	技術者 主任	資格・実績等	業務実績	6	3	28%		6	3						
				技術者資格等	2	2					2	3				
				継続教育(CPD)取組	2	2					2	3				
			成績・表彰	業務成績	10	6					10	6				
				優良表彰	8	4					8	2				
		作業班長	資格・実績等	業務実績	5	2					22%		5	2		
				技術者資格等	2	2									2	2
				継続教育(CPD)取組	1	1									1	2
			成績・表彰	業務成績	10	5									10	5
				優良表彰	7	3									7	2
技術提案書	実施方針	業務理解度	当該業務の目的			5	50%			4 (-1)						
			(具体的な留意事項等)												10	10
			(具体的な品質管理等)												10	10
	工程計画	実施手順	工程計画の妥当性		5	3 (-2)										
賃上げ実施表明										3 (+3)					5%	
配点の合計点						100	60		100	60	8					



青字箇所は令和5年度の配点変更箇所

b. 企業の新規参入、担い手の育成及び工程管理の向上を促進する取組

- ① 総合評価落札方式における技術者育成の試行（継続）
- ② 総合評価落札方式における業務チャレンジ型の試行（変更）

令和7年度 実施内容

■ 概要

- 育成対象を明確にするため、「主任技術者型」と「作業班長型」に分けて発注の実態に応じた試行業務を行う。
- 予定価格によらず、総合評価落札方式で発注する業務から選定して試行を行う。
- 主任技術者型 5 件程度、作業班長型 10 件程度を目途に選定する。

評価方法

試行形式	評価内容
主任技術者型	- 配置予定主任技術者が45才以下の場合、作業班長としての実績を主任技術者としての実績と同等に評価する - 配置予定主任技術者の年齢に応じて加点評価する（45才以下 + 1 点、40才以下 + 2 点）
作業班長型	- 配置予定作業班長の実績・成績・表彰の加点評価は実施せず、保有する技術者資格、CPD取得のみを加点評価する - 配置予定作業班長の年齢に応じて加点評価する（40才以下 + 3 点、35才以下 + 6 点）

配置予定技術者の配置制限 (技術者育成型の兼務：R 6 年度から変更)			当該技術者は国土地理院が発注した他の技術者育成試行の案件の		
			主任技術者型に		作業班長型に
			年齢加点を受けて主任技術者として従事中	年齢加点を受けずに主任技術者として従事中	主任技術者として従事中
国土地理院が発注しようとしている技術者育成試行案件の	主任技術者型に	主任技術者として	配置できない	配置できない	配置できない
		作業班長として	配置できる	配置できる	配置できる
	作業班長型に	主任技術者として	配置できる	配置できる	配置できる
		作業班長として	配置できる	配置できる	配置できる

b. ② 総合評価落札方式における業務チャレンジ型の試行(変更)

- 総合評価落札方式における業務チャレンジ型の試行制度を一部変更する

令和7年度 変更内容

- これまで、発注業務の特殊性等を踏まえ、業務種別「地理調査」は業務チャレンジ型の試行の対象業務の対象外としていた。
- 近年の「地理調査」では、同内容の業務を継続発注しており、発注者（監督職員）にて各業務の品質確保のためのポイントは把握できていると思われる。
- 複数者での実施実績がある「地形分類データ整備」と「治水地形分類図の整備」業務の成績評価結果からも新規（相当）の者による実施が困難ではないと思われる。
- 令和6年度においても「地理調査」の入札参加者が低い水準に留まっており（1者応札3件、2者応札2件）、新規参入を促す観点から令和7年度の業務チャレンジ型の試行において、対象業務の業務種別に「地理調査」を追加する。

※ 業務種別「地理調査」の追加以外は変更なし

契約方式	総合評価落札方式（簡易型 1 : 1）
業務成績	評価対象としない
優良表彰	評価対象としない
測量技術者資格	加点して評価
業務継続教育（CPD）取組	加点して評価
対象業務	業務種別（基準点測量、写真測量、地図調製、 地理調査 ）のうち 予定価格がおおむね2,000万円以内のものから選定

c. 総合評価落札方式及びプロポーザル方式 における入札者減少への取組

➤ 早期発注の取組

- ・ 6月までの早期発注
- ・ 納期の平準化

➤ 新規参入を促す取組

- ・ 総合評価落札方式における業務チャレンジ型試行制度の業務種別追加
- ・ 発注業務の参加要件緩和及び業務内容の検討
- ・ 予算確保による継続的な業務発注

➤ 情報提供

- ・ 業界団体への情報提供
- ・ 発注予定情報の公表

➤ 原因分析と改善

- ・ ヒアリング調査の実施
- ・ ヒアリング調査結果の分析

d. 効率的な事務手続及びワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組等

- ① 総合評価落札方式における一括審査方式の試行（継続）
- ② ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価（新規）
 - ・ ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスの取組
 - ・ 出産・育児等による休業を取得した技術者の評価期間の延長

対象業務の条件

- 以下の①～④を全て満たす測量業務は一括審査方式を適用できるものとする
 - ① 総合評価落札方式で行われる業務
 - ② 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一の業務
 - ③ 業務の目的・内容及び技術力審査・評価の項目（実施方針又は評価テーマを含む）が同一で、業務規模が同程度の業務
 - ④ 手続開始の公示、参加表明書の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている業務

対象業務の例 電子国土基本図更新、空中写真撮影、航空レーザ計測

対象外とする業務

上記対象業務の条件を満たしていても以下に該当する場合適用対象外とする

- 総合評価落札方式における指名段階の評価項目として地域貢献度等を設定する業務
 - ✓ 地域貢献度：当該地域での災害協定に基づく業務実績の有無を評価するもの（指名段階）
 - ✓ 地域精通度：一定の地域内における「本店」又は「支店又は営業所等」の有無を評価するもの（指名段階）
- ※ ただし、一回の一括審査の対象業務すべてで同じ地域貢献度等を設定する場合は、試行を可能とする

対象外の業務の例 基準点測量、水準測量

実施方法

- 令和7年度は引き続き、「写真測量」「地図調製」「地理調査」業務のうち、同一日に開札する業務（条件を満たすもの）については、可能な限り、一括審査方式の試行とする
- 落札決定を行う業務の順番は、手続開始の公示及び入札説明書において明らかにする

目的

《適用開始時期未定（令和7年度中に開始）》

- ワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組として、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として、法令に基づく認定を受けた企業、その他これに準ずる企業を加点評価する仕組みを導入する予定。

対象

- 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注するすべての業務



評価項目		評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・ 女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・ 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)※2 ・ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	0.5点 (適用開始までに配点を変更する可能性がある。)

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。(同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業については本取組の加点の対象としない)

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

目的

- 土日は「働かない」、「働かせない」ことなど、**1週間単位の計画的な仕事の進め方**を受発注者双方で明確にして業務にあたる取組を「**ウィークリースタンス**」と命名して実行し、業務の効率化、業務の円滑な実施と成果品の品質向上を図る

実施内容

業務着手時の打合せにおいて、受発注者間で具体的に取る組む内容を確認・調整して、具体的な進め方を設定して実施する

【対象】 全ての測量業務

【設定項目】

- ① 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- ② 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない
- ③ ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない
- ④ 昼休みや午後5時以降の打合せを行わない
- ⑤ 内容に見合った作業期間を確保する
- ⑥ その他受発注者間で確認・共有する

金	土	日	月	月	火	水	木
依頼	→ X →		提出	依頼	→ 作業期間 (最低〇日間) →		提出

～9	10	11	12	13	14	15	16～
移動時間	打合せ時間帯 (10時～12時)		昼食	打合せ時間帯 (13時～16時)			移動時間

◆進め方

- (1) 特記仕様書に、ウィークリースタンスを実施することを明記する
- (2) 業務受注者はチェックシートを作成し、業務着手時に受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境や、業務特性等を勘案し、①～⑥の実施内容を設定する
- (3) 依頼・回答等についてはワンデーレスポンスの取組に準じる

目 的

- 受注者により業務上の質問・協議があった際は原則として「その日のうち」に回答、検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知することにより、円滑な業務の実施を可能にする

実施内容

【対象】 全ての測量業務

【実施する事項】

- ✓ 業務履行中に受注者から業務内容等について質問・協議があった場合には、「その日のうち」に回答することを原則とする
- ✓ 回答に検討期間を要する場合等「その日のうち」に回答が不可能な場合は、受注者に優先順位や重要度を確認した上で、発注者は適切な時期に回答期限を設定し、確実な回答に努める

【留意点】

- ✓ 回答期限を超過する場合は、新たな回答期限の連絡を徹底する
- ✓ 回答に重要な判断を必要とする場合は、関係部署の統一見解を確認する等、回答内容を確実なものとする

令和7年度の実施

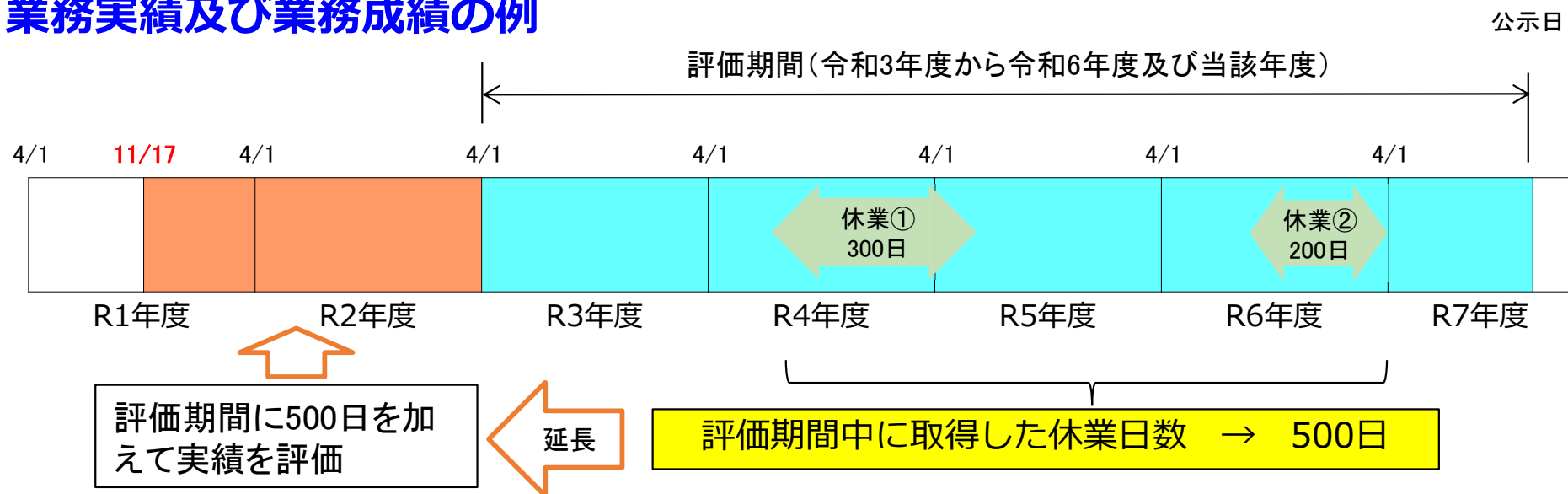
- ✓ 発注担当者に目的・取組内容を徹底する
- ✓ さらに、着手時打合せの際に、受注者にワンデーレスポンスの内容をあらためて周知し、受発注者双方で着実な実施に努める
- ✓ 業務実施中にも適切な対応ができているか自己点検する
- ✓ また、今後の改善に資するため、納品時にも実施状況を確認する

令和6年度実施状況

- 配置予定技術者が、評価の対象期間中に出産・育児・介護等の休業を取得していた場合には、休業期間に相当する期間を評価の対象期間に加える。（平成29年4月公示から継続して実施）
- 対象とする評価項目（主任技術者、作業班長）
「業務実績」、「業務成績」、「優良表彰」、「継続教育（CPD）の取組姿勢」

評価期間延長の概要

業務実績及び業務成績の例



今後の取組

- ワーク・ライフ・バランスの推進及び中長期的な担い手確保の取組として、令和7年度も継続して実施する。